

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

成果報告書

提出日：平成30年4月30日

【基本情報】

○申請者

採 択 年 度：平成30年年度

部 局 名 等：法学研究科労働法専攻

職 名：特定助教

氏 名：張 智程（フリガナ：チョウ チテイ）

研究課題名：「オンデマンド経済」が労働法規制に与える変容に関する研究

○渡航先

国 名：アメリカ合衆国（英語：United States of America）

研究機関名：ハーバード大学（英語：Harvard University）

研究室名等：【研究室名】フェアバンク中国研究センター（英語：Fairbank Center for Chinese Studies）

【職名等・氏名】ヤウエン・レイ助教授（英語：Ya-Wen Lei, Assistant Professor）

渡 航 期 間：平成29年7月22日～30年3月25日（247日間）

○渡航期間中の出張

出 張 先：iGlobal Law 法律事務所、イギリス自営業者労働組合事務所、イギリス王立技芸協会、イギリス国立公文書館、イギリス全国都市一般労働組合、ロンドン大学労働権研究機構（イギリス・ロンドン）

目 的：イギリスロンドンの関連機構に訪問し、上記課題に関する聞き取り調査・資料収集を行った。

期 間：8月29日～9月8日

出 張 先：ニューヨーク市独立運転手同業組合事務所、ニューヨーク州弁護士会、ニューヨーク大学ロースクール（ニューヨーク）

目 的：ニューヨーク州弁護士会労働と雇用法セッションに参加し、関連機構に上記課題に関する聞き取り調査・資料収集を行った。

期 間：10月12日～10月15日

出 張 先：ニューヨーク市弁護士会、コロンビア大学（ニューヨーク）

目 的：ニューヨーク市弁護士会労働法セミナー、Labor and Employment Law Future Forum 会議に参加し、上記課題に関する聞き取り調査・資料収集を行った。

期 間：10月24日～10月28日

出 張 先：インディアナ大学（インディアンポリス）

目 的：インディアナ大学を訪問し、上記課題に関する聞き取り調査・資料収集を行った。

期 間：11月29日～12月3日

出 張 先：コロンビア大学、ニューヨーク大学（ニューヨーク）

目 的：コロンビア大学労働法講義、ニューヨーク大学 Antitrust Law 若手研究者会議に出席し、上記課題に関する聞き取り調査・資料収集を行った。

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

期 間：1月24日～1月27日

【成果】

○プロジェクトの成果及び今後の展開

・研究概要

本在外研究は、IT 通信技術革命により急速に普及した「オンデマンド経済（On Demand Economy）」による働き方が労働法規制にもたらす影響や規制の変容を把握し、法規制のあり方に対する新たな提言を試みることを目的とする。申請者は平成 29 年度 7 月 22 日から平成 30 年度 3 月 25 日に、本研究に関する成果が最も蓄積されているアメリカのハーバード大学に渡り、同大学のフェアバンク中国研究センターの客員研究員として、学内外の関連機関や専門家と意見交換や資料収集を行い、受入研究者の Lei 助教授のアドバイスをいただいたことや、ハーバード大学に在籍するアメリカの同世代研究者らと共同研究の展開を行った。

本在外研究期間中に、具体的には、①アメリカにおける立法、司法をめぐる労働法規制がいかにして「オンデマンド経済」に対応するかについて、分析・考察を行い、②日本の労働法制と、「オンデマンド経済」における「業務委託契約」との関係に対して、現在の制定法、学説及び判例の到達点を分析し、それぞれのアプローチに存在する問題についての検討を行った。その上で、調査研究課題①及び調査研究課題②の成果を組み合わせ、オンデマンド経済に基づく労働形態に対する法的規律のあり方を提言する：

労働法における労働者性の相対化が日本法に最もの特徴である一方、現在まで労働市場における働き方の多様化にうまく対応できた面もある。とりわけ、最高裁が多数説の見解から影響を受け、集団法上の労働者の定義を相対化し、個別法上の労働者より広い範囲を認めるようになったことにより、多くの自営業者や請負契約のもとに働いている人々は労働組合法の適用が肯定された。また、最近の地裁判例を見ると、裁判所が少数学説の見解を受入れ、個人請負契約のもとに働いていた者に労働契約法における契約期間などの保障・権利を認めたという労働契約法上の労働者を労基法上の労働者から相対化した動きも窺える。そのため、現在の日本労働法制における労働者の定義は単一のものではなく、相対的かつ多重的な定義が存在する。さらに、元々立法目的が異なる諸労働法制が将来にさらなる相対化に進む可能性が高いことも予想しにくくない。しかしながら、日本労働法における労働者の定義は相対的で、実態により柔軟な対応や保障（とりわけ、労働組合法上の権利）を労働契約の周縁に働く者にも与えられるとはいえ、労働者性の中核なる判断基準が未だに「人的従属性」に置き、「使用従属性」という要件に着目するに限り、今後必ず増えていくオウディマンド経済による働き方（いわゆる「ギグ・ワーカー（Gig Worker）」ら）は労働法による保障から排除される恐れを避けられない。

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム 研究者派遣プログラム

就労者の九割以上は雇用労働者の現状が変わり、労働契約ではない契約関係のもとに働く者がさらに我が国の労働市場に増えれば、我が国における現行なる労働法規制もそれに対処し、改正に迎えなければならない。アメリカ法の発展や議論を参照すると、法改正の選択肢は三つがあると現在の時点に考えられる：

- ①労働者性の判断基準を現行の使用従属関係から緩和するアプローチ。
- ②労働者の定義をさらなる相対化にし、それぞれの労働条件を規律する労働法律にそれぞれの適用主体を独自の定義に与えるアプローチ。
- ③現存の家事労働法など特別な働き方を規律する制定法に倣い、オンデマンド経済労働法を制定し、ギグ・ワーカーの労働条件を独立して規律するアプローチ。

今後のIT通信技術の進展により、オンデマンド経済に基づく労働関係が日本にも急速に拡大し、社会的な重要性を獲得すると予想されることに鑑みると、その適切な法的規律を検討する本出張は、学術的意義のみならず実際的な意義をも有すると考える。

・国際共同研究の立上げ・ネットワークの構築

本申請の受入研究機関であるハーバード大学には、申請者と同世代の若手研究者が数多く在籍し、学内外にもたくさんの研究会、自主勉強会が組織されている。本在外研究期間中には、同大学に複数の研究機構が主催する研究会や自主勉強会に参加することができて、本研究分野に関する共同研究を新たに展開することができた。とりわけ、ハーバード大学ロースクールは年間数十名の客員研究員を招待しているため、複数の客員研究員自主勉強会がロースクールによる協賛のもと定期的に開かれている。申請者はこれら研究会を通じて、世界各国から長期滞在研究をしにきた研究者たちと人脈を築くことができた。とりわけヨーロッパやラテンアメリカの国々の法学研究者では、国境を越えて組織される学会に熱心に参加し、英語論文の投稿にも積極的に行っている傾向があり、申請者はこの交流環境に恵まれ、複数の学会や学術ジャーナルの存在を知ることになったほか、同じ研究テーマを持っているブラジル労働法研究者である Renan Bernardi Kalil 氏と共同研究を展開することができた。

(共同研究テーマ：**Workers' Social Protection Challenges in the Platform Economy: A Comparative Study of Brazil and Japan** 第一次論文発表：**XXII World Congress of the International Society for Labour and Social Security Law**)

・国際共著論文の投稿・発表等の状況、国際学会等での発表状況 [予定を含む]

本在外研究期間中では、ハーバード大学フェアバンク中国研究センターの年度研究員論文発表会で、”The Transformation of labor law under the era of “On-demand economy”: Japan, China, and Taiwan“ (「オンデマンド経済」に対する日中台の労働法政策の変容に関する比較研究) をテーマとする研究成果を発表した。また、現在のところ、本在外研究成果を下記の学会発表、論文投稿を予定している：

**京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム**

学会発表：

Renan Bernardi Kalil, Chih-Cheng Chang, Workers' Social Protection Challenges in the Platform Economy: A Comparative Study of Brazil and Japan, XXII World Congress of the International Society for Labour and Social Security Law, September 4, Turin, Italy

論文投稿：

Chih-Cheng Chang, The Possibility of Contemporary Japanese Labor Law to Regulate the Work under Gig Economy, *Economia&Lavoro* (掲載予定)

・在外研究経験によって習得した能力等

本在外研究は、ハーバード大学に客員研究員として一定期間滞在し、オンデマンド経済に対するアメリカの最新文献、資料、及びアメリカ研究者の研究手法・成果を把握することができ、同テーマを携わるアメリカ第一線の研究者と密接に議論を交わし、多様な情報や知見を得られるようになった。

また、申請者は渡航中にまとまった時間を得たことにより、ハーバード大学 Bok Center が国際研究者に提供するアメリカの大学での授業法に関する授業を履修することができた。

さらに、渡航中には、アメリカに近年になって著しく進展があったデータ分析ソフトウェアによる法学研究法を習得することができ、さらにこれらのソフトウェアによる研究手法を労働法学分野へ運用するテーマを発見することができた。

・在外研究経験を活かした今後の展開

本在外研究で得た成果について、申請者は平成 30 年から、研究論文の形で、日本国内の各所属学会（日本労働法理論研究会、関西労働法学会、九州労働法研究会）において、順次に公表する予定である。また、本在外研究調査テーマは、世界的、かつ普遍的重要性をもっているため、申請者は平成 30 年度に、本在外研究の成果、とりわけオンデマンド経済の日本における発展や法的対応などの状況をまとめ、World Congress of the International Society for Labour and Social Security Law、Reshaping Work in the Platform Economy Conference など、国際的な労働法研究大会に論文を投稿・発表し、世界に研究成果を発信することを予定している。

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

英文成果報告書

○申請者情報

部 局 名 : Graduate School of Law

職 名 : Assistant Professor

氏 名 : Chih Cheng Chang

研究課題名 : Study on the Transformation of "On-Demand Economy" to Labor Provisions.

渡 航 期 間 : July 22, 2017-March 25 2018

○渡航先情報

国 名 : United States of America

研究機関名 : Harvard University

研究室名等 : Fairbank Center for Chinese Studies

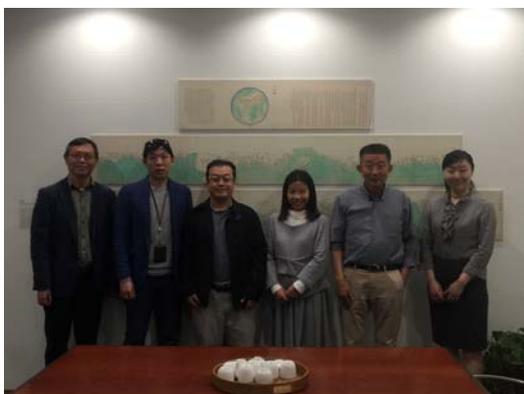
受入研究者名 : Ya-Wen Lei, Assistant Professor

○渡航報告

Harvard University is a private Ivy League research university in Cambridge, Massachusetts, USA. The Fairbank Center for Chinese Studies at Harvard University is a post-graduate research center promoting the study of East Asian research, where I affiliated in as one of the Visiting Scholars of academic year 2017~2018.

During my stay at Harvard University, I had a lot of chances to interact and exchange opinion with various researchers, including faculties, postdocs, Ph.D. students, and visiting scholars.

Fairbank Center mainly hosted scholars that conducting research on contemporary China. Thanks to my colleagues' kindly advise, I was able to extend my research object from Japan to China, where the platform economy grows the fastest in the world.



Harvard Law School hosts dozens of visiting scholars each year. Visiting Scholars are assigned to several study groups based on their specific research field. Harvard has a brilliant academic

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

environment that encourages scholars to discuss and share opinions. I was able to join discussion on platform economy, and exchanged opinions with scholar from different countries. Thanks to the academic platform provided by Harvard Law School, I met Dr. Renan Bernardi Kalil, a young visiting scholar from San Paulo University, Brazil. As both of us were conducted same research topic, we started to conduct joint research. Our first presentation is going to make at World Congress of the International Society for Labour and Social Security Law this September.



Visiting Scholars are permitted to audit class at Harvard. As I conducted research on platform economy, I chose to take two classes that related to my research topic: "U.S. Workers and Workplace Policies" instructed by Holly Fechner at Harvard Kennedy School, and "Employment Law" instructed by Benjamin Sachs at Harvard Law School.



During the period that I affiliated to Harvard University and based at Boston, I have been able to further my research by visiting Universities, research institutes, as well as union offices across the east coast of the US and UK.

京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム
研究者派遣プログラム

Finally, I would like to express my special thank to my host, Dr. Ya Wen Lei. Without Dr. Lei's kind host, I could have done my research during the period I stayed at Harvard. I will keep all friendships and connection that I built at Harvard and bring it back to Japan.